

# 平成29(2017)年度 事業概要



## 栃木県県北食肉衛生検査所

〒324-0063 栃木県大田原市町島66-2  
TEL 0287-22-5565  
FAX 0287-22-8923

# 目 次

## 第1章 検査所の概要

1 沿 革	2
2 組 織	3
3 施 設	6
4 主要試験検査備品一覧	8
5 管内と畜場一覧	9
6 検査手数料	10
7 と畜場使用料等	10

## 第2章 事業の実績

### I と畜検査業務

1 年度別と畜検査頭数の推移	12
2 と畜場別、畜種別と畜検査頭数	14
3 と畜場別、月別と畜検査頭数	14
4 市町別検査頭数	15
5 獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したものの原因	16
6 疾病別集計表	19
7 年度別事故畜検査頭数	22
8 事故畜の畜種別疾病数	22
9 年度別、申請理由別切迫獣畜検査頭数	23
10 事故畜・切迫獣取扱い時間の状況	23
11 試験検査実施状況	24
12 栃木県の「出荷・検査方針」に基づく県産牛の放射性物質検査	30
13 衛生指導事業	31
14 研究機関等への協力	33

### II 食鳥検査業務

1 食鳥検査の状況	34
2 認定小規模食鳥処理場	34
3 試験検査実施状況	35

### III 学会・研修会等

1 食肉・食鳥検査関係研修会(食肉衛生検査所主催)	36
2 調査研究発表	36

### IV その他

1 案内図	45
-------	----

# 第 1 章 検査所の概要

# 1 沿革

昭和45年 4月 栃木県行政組織規程の一部改正により、地方行政機関として栃木県食肉衛生検査所（本所並びに2支所）を設置

## ○施設

	建物の構造	面積	備考
本 所	木造平屋	105.99㎡	
栃木支所	〃	49.68㎡	栃木枝肉センター管理棟の一部を借用
那須支所	〃	16.52㎡	西那須野町と畜場管理棟の一部を借用

## ○職員

	事務吏員	と畜検査員	計	備考
本 所	1	7	8	
栃木支所		5	5	
那須支所		3	3	
計	1	15	16	

宮内庁御料牧場簡易と畜場 と畜検査員1(併任)

昭和46年10月 那須支所移転

西那須野町と畜場廃止に伴い、新設された那須地区食肉センター内に移転

事務所及び試験室(63.18㎡)は那須地区広域行政事務組合管理棟の一部を借用

昭和47年 3月 本所事務所(鉄骨プレハブ51.84㎡)並びに動物飼育室(鉄骨プレハブ6.48㎡)を増設

昭和50年 4月 栃木県行政組織規程の一部改正により本所に庶務検査課及び業務課を設置

昭和53年 6月 本所新築移転

宇都宮市と畜場並びに宇都宮市食肉地方卸売市場新築移転に伴い、場内に移転(鉄筋コンクリート造2階建499.18㎡)

昭和54年 3月 那須支所事務室新築(鉄骨造平屋82.21㎡)

昭和57年 3月 那須支所試験検査室新築(鉄骨造平屋115.02㎡)

平成 4年 1月 那須支所事務室改修(事務室47.79㎡ 鉄骨造平屋88.06㎡)

平成 4年 4月 食鳥検査開始

平成 4年12月 本所事務室及び検査室増築(649.84㎡)

平成 8年 4月 栃木県行政組織規程の一部改正により栃木県食肉衛生検査所を食肉衛生検査所に改め、栃木県県南食肉衛生検査所並びに栃木県県北食肉衛生検査所を設置、各々管理課及び検査課を設置(宇都宮市の中核市移行に伴い宇都宮市食肉衛生検査所発足)

平成 9年 3月 栃木県県北食肉衛生検査所新築(鉄骨造3階建 696.0㎡)

平成12年 4月 認定小規模食鳥処理場に係る業務加わる

平成13年10月 BSEスクリーニング検査開始

平成15年 1月 那須グリコ栄養食品(株)那須工場と畜場廃止

平成20年 1月 日本サンファーム(株)食鶏工場食鳥処理場休業

平成20年12月 日本サンファーム(株)食鶏工場食鳥処理場廃止

平成24年 3月 放射性セシウムスクリーニング検査開始

平成25年 7月 BSEスクリーニング検査を48ヶ月齢超に変更

平成28年 3月 栃木県県南食肉衛生検査所廃止

平成28年 4月 栃木県県南食肉衛生検査所廃止に伴い、栃木県全域(宇都宮市を除く)を栃木県県北食肉衛生検査所で所管

平成28年 6月 めん羊及び山羊のTSEスクリーニング検査対象を生体検査においてTSEを疑う臨床症状を呈する個体に変更

平成29年 4月 健康牛に対するBSEスクリーニング検査の廃止

平成29年 11月 (株)両毛食肉センターと畜場廃止

## 2 組 織



### (1) 職員の構成と配置

(平成30年3月31日現在)

		事務員	と畜検査員	と畜検査 嘱託員	食肉安全 検査嘱託員	臨 時 補助員	と畜検査 補 助 員	計
所	長	—	1	—	—	—	—	1
所長補佐(総括)		—	1	—	—	—	—	1
管 理 課	副 主 幹 兼 課 長	—	1	—	—	—	—	1
	係 長	1	—	—	—	—	—	1
	主 任	—	1	—	—	—	—	1
	技 師	—	1	—	—	—	—	1
検 査 課	副 主 幹 兼 課 長	—	1	—	—	—	—	1
	主 査	—	1 <sup>※1</sup>	—	—	—	—	1
	主 任	—	1	—	—	—	—	1
	技 師	—	1 5 <sup>※2</sup>	—	—	—	—	1 5
	そ の 他	—	—	—	1 <sup>※3</sup>	—	1	2
計		1	14	—	1	—	1	17

※1 再任用

※2 宮内庁御料牧場職員 (併任)

※3 2名が交替で勤務

## (2) 栃木県行政組織規程(抜粋)

(食肉衛生検査所)

第55条 食肉衛生検査所は、と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事務(届出食肉販売業者に係るものを除く。)並びにと畜場及び食鳥処理場内における食品衛生に関する業務を行う。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
北 県 食肉衛生検査所	大田原市	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、下野市、河内郡上三川町、芳賀郡、下都賀郡、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡、那須郡

3 食肉衛生検査所に、管理課及び検査課を置く。

4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- 1) 公印の保管に関すること。
- 2) 職員の服務に関すること。
- 3) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- 4) 予算、決算及び会計事務に関すること。
- 5) 物品の出納保管に関すること。
- 6) 県有財産の維持管理に関すること。
- 7) と畜検査及び食鳥検査に係る精密検査に関すること。
- 8) と畜検査及び食鳥検査に必要な鳥獣疫の調査並びにと畜検査及び食鳥検査統計に関すること。
- 9) 前各号に掲げるもののほか、検査課の主管に属しない事務に関すること。

検査課

- 1) と畜検査及び食鳥検査に係る一般検査に関すること。
- 2) と畜場及びと畜業者並びに食鳥処理場及び食鳥処理業者の衛生措置に関すること。
- 3) と畜業者及び食鳥処理業者の衛生教育に関すること。
- 4) と畜場及び食鳥処理場内の食品衛生に関すること。

### (3) 出先機関の長への特定委任事項〔栃木県事務決裁及び委任規則(抜粋)〕

#### 1 と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づく事務

- (1) 第4条第3項の規定による届出の受理
- (2) 第5条第2項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限
- (3) 第7条第6項(第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理
- (4) 第8条(第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による解任命令
- (5) 第13条第1項第1号の規定による届出の受理
- (6) 第13条第3項の規定による指示
- (7) 第14条第1項から第4項までの規定による検査
- (8) 第16条の規定によるとさつ及び解体の禁止等必要な措置
- (9) 第17条の規定による報告の徴収及び立入検査
- (10) 第18条第2項の規定による停止命令並びにとさつ及び解体の禁止

#### 2 と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)に基づく事務

- (1) 第4条第2号の規定による指定及び許可
- (2) 第5条第1項第1号から第3号までの規定による許可
- (3) 第7条の規定による検査申請書の受理
- (4) 第9条の規定による検印の押印

#### 3 食品衛生法に基づく事務

- (1) 第28条の規定による報告の徴収、臨検検査及び物件の収去(と畜場及び食鳥処理場に係るものに限る。以下この項において同じ。)
- (2) 第54条の規定による食品等の廃棄処分及び措置命令

#### 4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務

- (1) 第6条第3項、第7条第2項、第12条第6項及び第14条の規定による届出の受理
- (2) 第13条及び第16条第6項の規定による解任命令
- (3) 第15条第1項から第3項までの規定による検査
- (4) 第16条第7項の規定による報告の受理
- (5) 第16条第9項の規定による指導及び助言
- (6) 第20条の規定によるとさつ、羽毛の除去及び内臓の摘出の禁止等の措置
- (7) 第37条第1項及び第2項の規定による報告の徴収(届出食肉販売業者に係るものを除く。(5)において同じ。)
- (8) 第38条第1項及び第2項の規定による立入検査及び物件の収去

#### 5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)に基づく事務

- (1) 第27条第2項の規定による検査申請書の受理

#### 6 栃木県手数料条例に基づく事務

- (1) 第6条の規定による別表第1の164の項及び213の項に掲げる手数料の減免

#### 7 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)に基づく事務

- (1) 第7条第2項ただし書の規定による焼却免除の許可

### 3 施 設

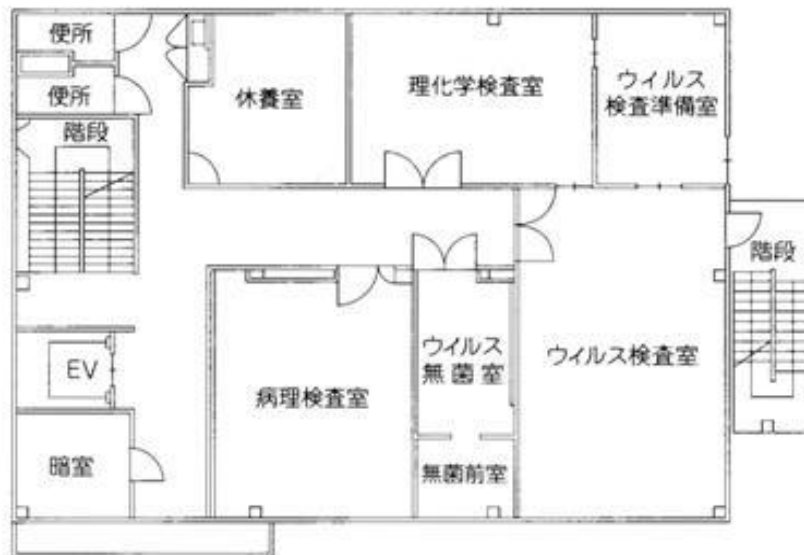
建物の構造	鉄骨造3階建
延 面 積	696.00m <sup>2</sup>
細 菌 検 査 室	55.25m <sup>2</sup>
病 理 検 査 室	34.13m <sup>2</sup>
理 化 学 検 査 室	29.25m <sup>2</sup>
試 験 検 査 準 備 室	26.00m <sup>2</sup>
暗 室	8.70m <sup>2</sup>
無 菌 室	11.25m <sup>2</sup>
飼 育 室	5.00m <sup>2</sup>
ウ イ ル ス 検 査 室	42.50m <sup>2</sup>
ウ イ ル ス 準 備 室	13.50m <sup>2</sup>
ウ イ ル ス 無 菌 室	12.37m <sup>2</sup>
無 菌 室 前 室	5.50m <sup>2</sup>
解 剖 室	22.75m <sup>2</sup>
更 衣 室	15.96m <sup>2</sup>
休 養 室	12.38m <sup>2</sup>
浴 室	6.60m <sup>2</sup>
脱 衣 室	5.04m <sup>2</sup>
便 所	33.87m <sup>2</sup>
書 庫	8.70m <sup>2</sup>
倉 庫	6.00m <sup>2</sup>
機 械 室	4.75m <sup>2</sup>
会 議 室	65.00m <sup>2</sup>
事 務 室	84.50m <sup>2</sup>
玄 関 ・ 廊 下 ・ 他	187.00m <sup>2</sup>
敷 地 面 積	(借地) 610.00m <sup>2</sup>



3 F (234㎡)



2 F (234㎡)



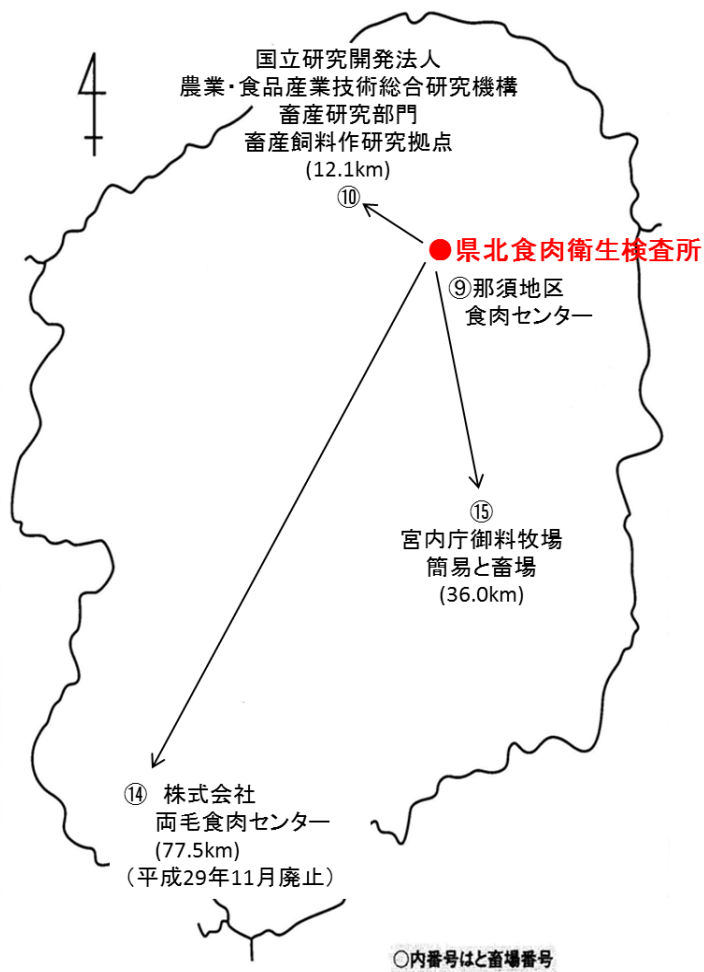
1 F (228㎡)



#### 4 主要試験検査備品一覧

① 細菌検査室	② 病理検査室	③ 理化学検査室	④ ウイルス検査室
蒸留・純水製造装置 分注器 オートドライデシケーター 超音波ピペット洗浄機 試験管洗浄機 超音波洗浄機 上皿直示天秤 器具乾燥機 恒温水槽 遠心分離機 冷蔵庫 薬用冷蔵ショーケース 乾熱滅菌器 高圧蒸気滅菌器 ディスカッション顕微鏡 双眼顕微鏡 低温恒温器 破碎機(ストマッカー) 安全キャビネット エアースンプラー タッチミキサー UVランプ 実体顕微鏡 冷蔵庫(-30℃) サンプルミキサー 卓上器具滅菌器 細胞破碎機 プログラム恒温機 スポットケム ドライケム	パラフィン溶融器 パラフィン伸展器 自動包埋器 ミクローム 自動染色装置 プレパレート整理箱 ドラフトチャンバー クリオスタット 冷凍庫(-30℃) 顕微鏡用デジタルカメラ 振盪機 蛍光顕微鏡 システム生物顕微鏡 パラフィンオープン 薬用冷蔵ショーケース	高速液体クロマトグラフ 超高速ホモジナイザー 直示分析天秤 上皿直示天秤 遠心分離機 超音波洗浄機 冷却水循環装置 セツプパツクラック 固相抽出キット 高圧蒸気滅菌器 振盪機 ドラフトチャンバー タッチミキサー 小型自記温湿度計 カード式自記温度計 データ読取器 薬用冷蔵ショーケース 標準分銅 標準温度計 ロータリーエバポレーター オートドライデシケーター クーリングアスピレーター 冷凍庫(-30℃)	超音波ピペット洗浄機 冷蔵庫 高圧蒸気滅菌器 マイクロプレートウォッシャー オートウォッシャー 乾熱滅菌器 炭酸ガス孵卵器 遠心分離機 微量冷却遠心分離機 ホモジナイザー マイクロピペット マイクロピペット8連 製氷機 ろ過滅菌器 超高速低温遠心機 恒温水槽 NaIシンチレーションスペクトロメータ PCR装置一式 オートドライデシケーター タッチミキサー 直示分析天秤 器具乾燥機 純水製造装置 超純水製造装置 PHメーター 超低温冷凍庫(-80℃) 冷凍庫(-30℃)
			BSE関係
カメラ デジタルカメラ 撮影用照明装置 資料提示装置 スライド映写機 スクリーン 液晶プロジェクター 冷蔵庫			マイクロプレートリーダー マイクロプレートウォッシャー 卓上細胞破碎機 アルミブロック恒温槽 安全キャビネット 遠心機 インキュベーター 高圧蒸気滅菌器 天秤 冷凍庫(-20℃) マイクロピペット 8連ピペッター フィンピペット 連続分注器 ピペットポンプ ボルテックスミキサー クリーンベンチ 超音波細胞破碎機
⑤ その他			

## 5 管内と畜場一覧



平成30年3月31日現在

と畜場名	と畜場番号	所在地	事業主体	許可取得年	建築年	と畜場施設延面積		一日処理能力		備考
						延面積(m <sup>2</sup> )	処理室(m <sup>2</sup> )	大動物(頭)	小動物(頭)	
那須地区食肉センター	9	大田原市町島字和久前66-2 (Tel.0287-22-5562)	那須地区広域行政事務組合	昭和46年	昭和46年	927.83	189.6	23	32	
(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門畜産飼料作研究拠点	10	那須塩原市千本松768 (Tel.0287-36-0111)	(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構	平成*13年	昭和34年	353.00	97.30	5	—	
宮内庁御料簡易と畜場	15	塩谷郡高根沢町大字上高根沢6020 (Tel.028-675-1111)	宮内庁	平成22年	平成22年	229.86	112.76	—	10	簡易
計			市町村その他 1 1 1 国					28	42	

※: 法人格変更により平成13年許可取得  
(国研): 国立研究開発法人

## 6 検査手数料

栃木県手数料条例(第2条別表第1抜粋)

平成30年3月31日現在

名 称		手 数 料
一般と畜場設置許可申請		1件につき 22,000円
簡易と畜場設置許可申請		1件につき 10,000円
と畜検査	牛	1頭につき 730円
	馬	1頭につき 730円
	とく	1頭につき 310円
	豚	1頭につき 310円
	めん羊・山羊	1頭につき 100円
食鳥処理事業許可申請		1件につき 19,000円
食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請		1件につき 10,000円
食鳥検査		1羽につき 5円
認定小規模食鳥処理業者の確認規定認定申請		1件につき 5,500円
認定小規模食鳥処理業者の確認規定変更認定申請		1件につき 2,300円

## 7 と畜場使用料等

### (1) と畜場使用料(平成30年3月現在)

(単位:円)

と畜場名	牛	馬	とく	豚	めん羊 山羊	適用年月日 (平成)	
那須地区 食肉センター	4,551	4,551	4,167(ア) 1,762(イ)	1,516	1,762	26. 4. 1	時間外切迫 5割増
(国研)農業・食品産業技術 総合研究機構畜産研究部 門畜産飼料作研究拠点	—	—	—	—	—	—	設置者専用
宮内庁御料牧場 簡易と畜場	—	—	—	—	—	—	設置者専用

(ア) 1ヵ月齢～1歳未満

(イ) 1ヵ月未満

### (2) 解体料(平成30年3月現在)

(単位:円)

と畜場名	牛	馬	とく	豚	めん羊 山羊	適用年月日 (平成)	
那須地区 食肉センター	2,869	2,869	1,156(ア) 477(イ)	884	884	26. 4. 1	

(ア) 1ヵ月齢～1歳未満

(イ) 1ヵ月未満

## 第 2 章 事業の実績

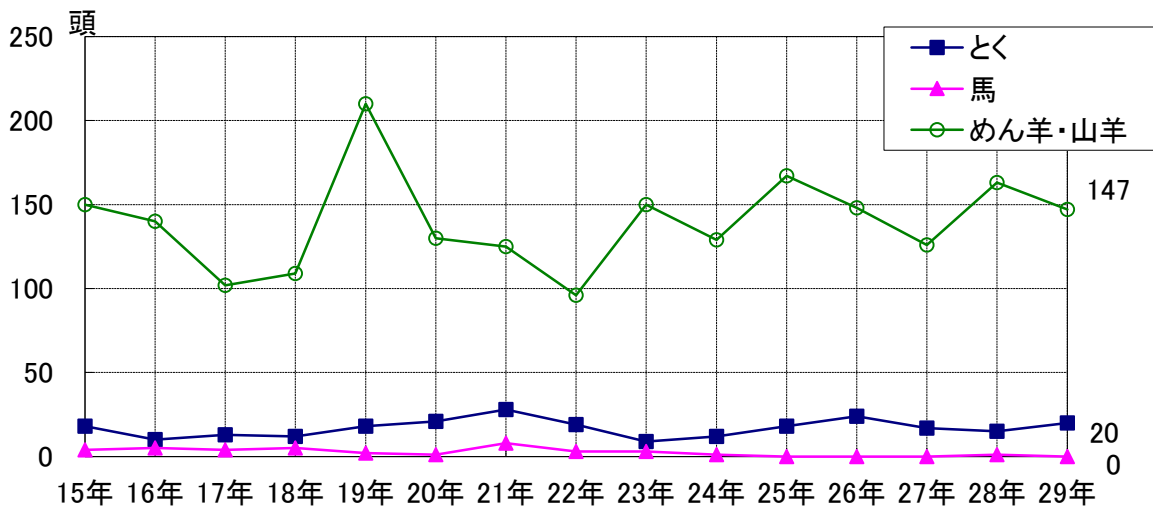
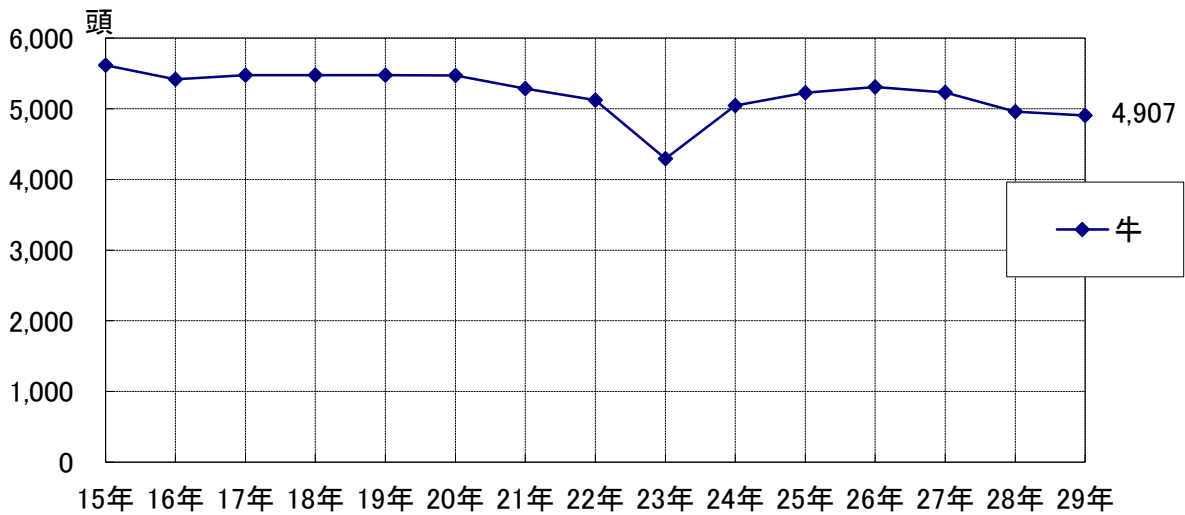
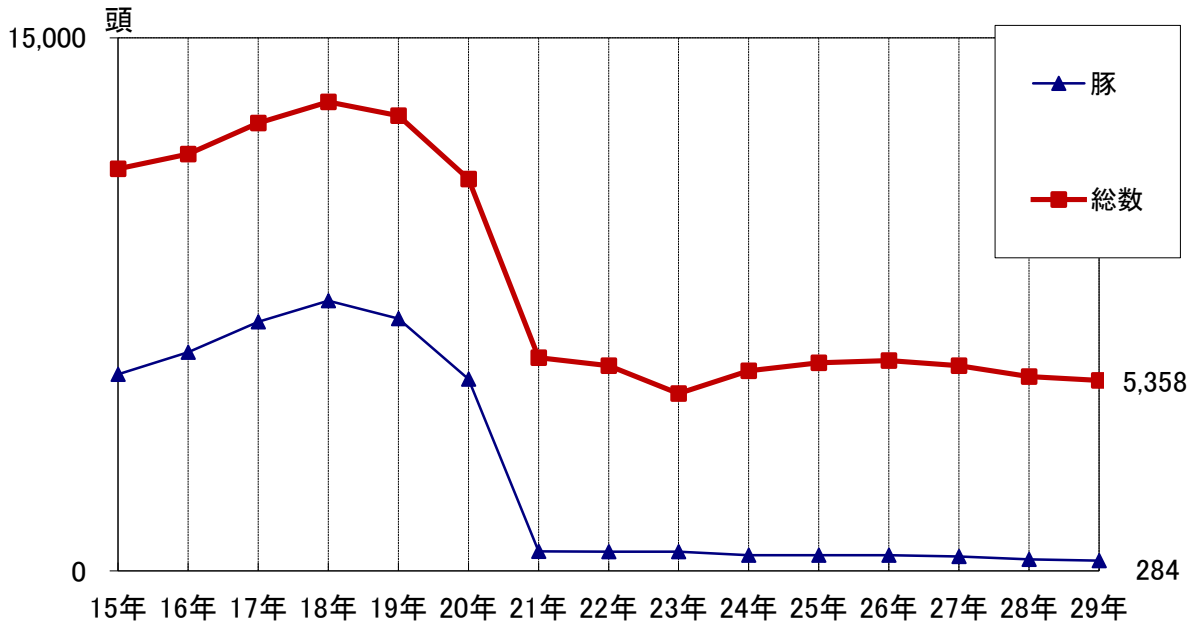
# I と畜検査業務

## 1 年度別と畜検査頭数の推移

年度	牛	とく	馬	豚	めん羊	山 羊	合 計
15	5,615	18	4	5,528	150	-	11,315
16	5,418	10	5	6,155	140	-	11,728
17	5,478	13	4	7,005	102	-	12,602
18	5,474	12	5	7,599	109	-	13,199
19	5,478	18	2	7,096	210	-	12,804
20	5,471	21	1	5,399	130	-	11,022
21	5,285	28	8	548	125	-	5,994
22	5,122	19	3	535	96	-	5,775
23	4,293	9	3	538	150	-	4,993
24	5,044	12	1	442	129	-	4,993
25	5,228	18	-	437	167	-	5,628
26	5,307	24	-	440	137	11	5,919
27	5,233	17	-	401	116	10	5,777
28	4,960	15	1	324	150	13	5,463
29	4,907	20	-	284	147	-	5,358

注) 平成14年度で那須グリコ栄養食品(株)那須工場と畜場廃止  
 平成27年度で県南食肉衛生検査所廃止に伴い株式会社両毛食肉センター(休止中)が  
 当所所管となる。  
 平成29年11月株式会社両毛食肉センター廃止。

と畜検査頭数の推移

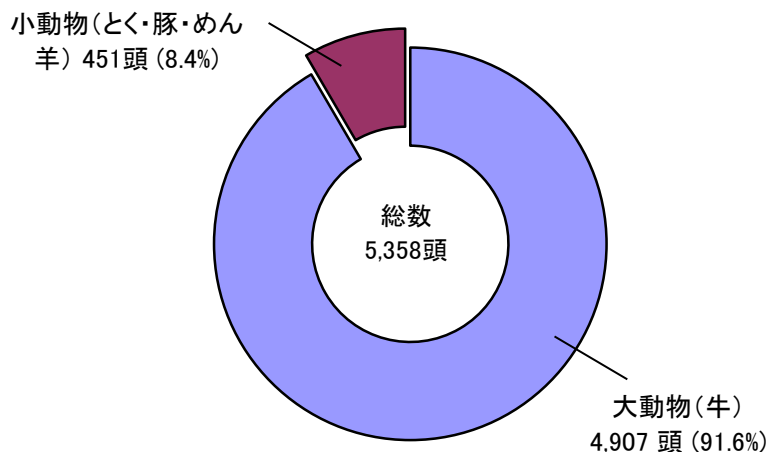


## 2 と畜場別、畜種別と畜検査頭数

と畜場名	開場日数	計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
那須地区 食肉センター	239	5,200	4,896	20	-	284	-	-
(国研)農業・食品産業技術 総合研究機構畜産研究部門 畜産飼料作研究拠点	6	11	11	-	-	-	-	-
株式会社 両毛食肉センター	-	-	-	-	-	-	-	-
宮内庁御料牧場 簡易と畜場	15	147	-	-	-	-	147	-
合計	260	5,358	4,907	20	-	284	147	-

※

### と畜検査の畜種割合



## 3 と畜場別、月別と畜検査頭数

と畜場名	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
那須地区 食肉センター	5,200	404	437	425	410	430	465	466	460	424	425	417	437
(国研)農業・食品産業技術 総合研究機構畜産研究部門 畜産飼料作研究拠点	11	2	4	1	-	-	-	-	2	2	-	-	-
株式会社 両毛食肉センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮内庁御料牧場 簡易と畜場	147	20	-	-	40	-	-	20	-	7	-	-	60
合計	5,358	426	441	426	450	430	465	486	462	433	425	417	497

※

※: 株式会社両毛食肉センターは平成28年1月から休止、平成29年11月に廃止。



#### 4 市町別検査頭数

市 町 名	牛		と く		馬		豚		めん羊・山羊		計	
	頭数	%	頭数	%	頭数	%	頭数	%	頭数	%		
県北地域	大田原市	513	10	7	35	-	0	236	83	-	0	756
	那須塩原市	1,801	37	6	30	-	0	-	0	-	0	1,807
	那須烏山市	724	15	-	0	-	0	-	0	-	0	724
	那須町	797	16	5	25	-	0	-	0	-	0	802
	那珂川町	118	2	1	5	-	0	-	0	-	0	119
	小計	3,953	81	19	95	-	0	236	83	-	0	4,208
県央地域	宇都宮市	15	0	-	0	-	0	-	0	-	0	15
	鹿沼市	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	日光市	2	0	-	0	-	0	-	0	-	0	2
	真岡市	18	0	-	0	-	0	-	0	-	0	18
	矢板市	68	1	-	0	-	0	-	0	-	0	68
	さくら市	90	2	-	0	-	0	-	0	-	0	90
	上三川町	2	0	-	0	-	0	-	0	-	0	2
	益子町	20	0	-	0	-	0	-	0	-	0	20
	茂木町	6	0	-	0	-	0	-	0	-	0	6
	市貝町	30	1	-	0	-	0	-	0	-	0	30
	芳賀町	22	0	-	0	-	0	-	0	-	0	22
	塩谷町	26	1	-	0	-	0	-	0	-	0	26
	高根沢町	46	1	1	5	-	0	48	17	147	100	242
小計	345	7	1	5	-	0	48	17	147	100	541	
県南地域	足利市	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	栃木市	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	佐野市	13	0	-	0	-	0	-	0	-	0	13
	小山市	263	5	-	0	-	0	-	0	-	0	263
	下野市	6	0	-	0	-	0	-	0	-	0	6
	壬生町	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	野木町	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	小計	282	6	-	0	-	0	-	0	-	0	282
県内合計	4,580	93	20	100	-	0	284	100	147	100	5,031	
県外	327	7	-	0	-	0	-	0	-	0	327	
合計	4,907	100	20	100	-	0	284	100	147	100	5,358	

# 5 獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したものの原因

## 県北食肉衛生検査所

と畜場内とさつ頭数	処分実頭数	疾病別頭数																							計		
		細菌病							ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病											
		炭 そ	豚 丹 毒	サル モネ ラ病	結 核 病	ブル セラ 病	破 傷 風	放 線 菌 病	そ の 他	豚 コ レ ラ	そ の 他	ト キソ プラ ズマ 病	そ の 他	の う 虫 病	ジ スト マ 病	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫	腫 瘍	中 毒 諸 症	産 物 に よ る 汚 染 症		炎 症 又 は 炎 症	変 性 ま た は 萎 縮
牛 4,907	禁 止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	-
	全部廃棄	194	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	3	61	3	6	-	-	-	-	-	-	-	121
	一部廃棄	4,003	/	/	/	-	-	6	-	/	-	-	-	2	-	/	/	/	11	278	7	/	/	3,650	1,315	1,633	
と く 20	禁 止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	
	全部廃棄	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部廃棄	16	/	/	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/	/	/	-	-	1	/	/	16	-	5	
馬 -	禁 止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	
	全部廃棄	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部廃棄	-	/	/	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/	/	/	-	-	-	/	/	-	-	-	
豚 284	禁 止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	
	全部廃棄	5	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	5	
	一部廃棄	240	/	/	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/	/	/	-	-	-	/	/	239	3	6	
めん 羊 147	禁 止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	
	全部廃棄	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部廃棄	42	/	/	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/	/	/	-	-	-	/	/	42	-	-	
山 羊 -	禁 止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	
	全部廃棄	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部廃棄	-	/	/	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/	/	/	-	-	-	/	/	-	-	-	

(1) 那須地区食肉センター

と畜場内とさつ頭数	処分実頭数	疾病別頭数																						計			
		細菌病									ウイルス・リケッチア病	原虫病		寄生虫病			その他の疾病										
		炭	豚	サル	結	ブル	破	放	そ	豚	そ	ト	そ	の	ジ	そ	膿	敗	尿	黄	水	腫	中		産	炎	変
そ	丹	モ	核	ル	傷	線	の	コ	の	キ	の	う	ス	の	毒	血	毒	疸	腫	瘍	毒	物	症	性	の		
そ	毒	ネ	病	セラ	風	菌	他	レ	他	プラ	他	虫	トマ	他	症	症	症	疸	腫	瘍	症	による	又は	また	他		
そ	毒	ラ	病	病	病	病	病	病	病	マ	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	
牛 4,896	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	全部廃棄	194	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	61	3	6	-	-	-	-	-	-	-	121	194
	一部廃棄	4,001	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	11	278	7	-	3,648	1,314	1,633	6,899		
とく 20	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部廃棄	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	16	-	5	22		
馬 -	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
豚 284	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	全部廃棄	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	
	一部廃棄	240	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	239	3	6	248	
めん羊 -	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山羊 -	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	



## 6 疾病別集計表

- ・センター: 那須地区食肉センター
- ・草地: 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門畜産飼料作研究拠点
- ・御料: 宮内庁御料牧場簡易と畜場

### (1) 牛の疾病別集計表

No.	疾病名	センター	草地	計	No.	疾病名	センター	草地	計
1	肺炎	714	-	714	39	肝炎	1,452	1	1,453
2	吸血肺炎	3	-	3	40	間質性肝炎	12	-	12
3	肺水腫	2	-	2	41	肝硬変	12	-	12
4	肺気腫	545	-	545	42	肝膿瘍	186	-	186
5	肺膿瘍	136	-	136	43	肝包膜炎	338	-	338
6	胸膜炎	1,204	-	1,204	44	肝富脈斑	438	-	438
7	心外膜炎	265	-	265	45	肝蛭症	2	-	2
8	心筋炎	34	-	34	46	肉づく肝	13	-	13
9	心内膜炎	6	-	6	47	おが屑肝	2	-	2
10	心筋膿瘍	2	-	2	48	脂肪肝	81	-	81
11	心腫瘍	1	-	1	49	うっ血肝	44	-	44
12	心リポフスチン沈着症	59	-	59	50	胆管炎	17	-	17
13	心冠脂肪水腫	68	-	68	51	胆石	9	-	9
14	心冠脂肪黄変	6	-	6	52	脾臓炎	2	-	2
15	脾腫	24	-	24	53	肝のう胞	1	-	1
16	脾炎	8	-	8	54	褪色肝	1	-	1
17	脾膿瘍	6	-	6	55	肝リポフスチン沈着症	332	-	332
18	脾包膜炎	35	-	35	56	腎リポフスチン沈着症	33	-	33
19	リンパ節炎	469	-	469	57	腎壊死	1	-	1
20	リンパ節膿瘍	7	-	7	58	腎周囲脂肪黄変	1	-	1
21	横隔膜炎	25	-	25	59	腎炎	1,252	1	1,253
22	横隔膜膿瘍	35	-	35	60	腎のう腫	301	-	301
23	胸膜膿瘍	1	-	1	61	腎膿瘍	25	-	25
24	舌炎	63	-	63	62	腎臓結石	15	-	15
25	胃炎	81	-	81	63	腎周囲脂肪壊死	108	1	109
26	胃膿瘍	4	-	4	64	腎水腫	1	-	1
27	創傷性胃炎	9	-	9	65	腎腫瘍	1	-	1
28	第四胃変位	46	-	46	66	腎周囲脂肪水腫	7	-	7
29	鼓腸症	1	-	1	67	膀胱炎	361	-	361
30	小腸炎	110	-	110	68	膀胱結石	38	-	38
31	大腸炎	91	-	91	69	尿道炎	2	-	2
32	腸捻転	1	-	1	70	尿道結石	1	-	1
33	腹膜炎	269	-	269	71	子宮内膜炎	400	-	400
34	腹膜膿瘍	65	-	65	72	子宮外膜炎	5	-	5
35	腸間膜膿瘍	14	-	14	73	子宮蓄膿症	192	-	192
36	腸間膜脂肪壊死	136	1	137	74	妊娠子宮	230	-	230
37	腸間膜脂肪水腫	18	-	18	75	子宮脱	1	-	1
38	腸間膜脂肪黄変	3	-	3	76	産褥子宮	354	-	354

No.	疾 病 名	センター	草地	計
77	腫 脱	2	-	405
78	胎 児 ミ イ ラ 変 性	3	-	3
79	死 胎	3	-	3
80	間 性	2	-	2
81	卵 巢 の う 腫	35	-	35
82	骨 折	49	-	49
83	骨 膿 瘍	13	-	13
84	脊 椎 膿 瘍	3	-	3
85	骨 瘤	40	-	40
86	脱 臼	244	-	244
87	関 節 炎	546	-	546
88	関 節 膿 瘍	50	-	50
89	筋 炎	1,103	-	1,103
90	筋 膿 瘍	95	-	95
91	筋 血 腫	21	-	21
92	筋 水 腫	14	-	14
93	筋 壊 死	1	-	1
94	筋 断 裂	16	-	16
95	腱 鞘 炎	1	-	1
96	腱 断 裂	3	-	3
97	蹄 炎	11	-	11
98	皮 膚 炎	2	-	2
99	皮 下 出 血	916	-	916
100	皮 下 水 腫	198	-	198
101	皮 下 血 腫	7	-	7
102	皮 下 膿 瘍	55	-	55
103	乳 房 炎	401	-	401
104	メ ラ ノ ー マ	1	-	1
105	乳 頭 腫	2	-	2
106	起 立 不 能 症	433	-	433
107	メラノーシス(黒色腫)	1	-	1
108	第 四 胃 変 位 整 復 術 痕	365	-	365
109	注 射 反 応	2	-	2
110	放 線 菌 症	6	-	6
111	そ の 他 の 腫 瘍	2	-	2
112	膿 毒 症	3	-	3
113	敗 血 症 ( 疣 状 心 型 )	61	-	61
114	尿 毒 症	3	-	3
115	黄 疸	4	-	4
116	牛 白 血 病	121	-	121
117	高 度 の 黄 疸	6	-	6
	合 計	15,681	4	16,085

(2) とくの疾病別集計表

No.	疾 病 名	センター	計
1	肺 炎	4	4
2	肺 膿 瘍	1	1
3	胸 膜 炎	2	2
4	心 外 膜 炎	2	2
5	リ ン パ 節 炎	2	2
6	肝 炎	9	9
7	肝 膿 瘍	2	2
8	腎 炎	4	4
9	腎 腫 瘍	1	1
10	膀 胱 炎	2	2
11	骨 折	3	3
12	関 節 炎	4	4
13	筋 炎	3	3
14	蹄 炎	1	1
15	皮 下 出 血	2	2
16	起 立 不 能 症	1	1
	合 計	43	43

(3) 豚の疾病別集計表

No.	疾 病 名	センター	計
1	肺 炎	196	196
2	肺 膿 瘍	27	27
3	胸 膜 炎	72	72
4	心 外 膜 炎	14	14
5	脾 腫	2	2
6	脾 炎	1	1
7	脾 包 膜 炎	1	1
8	リ ン パ 節 炎	5	5
9	横 隔 膜 炎	2	2
10	胃 炎	2	2
11	小 腸 炎	9	9
12	大 腸 炎	8	8
13	へ ル ニ ア	4	4
14	腹 膜 炎	8	8
15	腸 間 膜 化 骨	1	1
16	肝 炎	12	12
17	肝 間 質 炎	36	36
18	肝 硬 変	1	1
19	肝 包 膜 炎	7	7
20	う っ 血 肝	1	1
21	腎 炎	10	10
22	腎 の う 腫	2	2
23	膀 胱 炎	12	12
24	膀 胱 結 石	1	1
25	子 宮 内 膜 炎	2	2
26	骨 膿 瘍	1	1
27	脊 椎 膿 瘍	2	2
28	脊 椎 湾 曲 症	1	1
29	関 節 炎	1	1
30	関 節 膿 瘍	2	2
31	筋 膿 瘍	5	5
32	尾 咬 症	6	6
33	皮 下 膿 瘍	6	6
34	膿 毒 症	2	2
35	敗血症(症状心型)	3	3
合 計		465	465

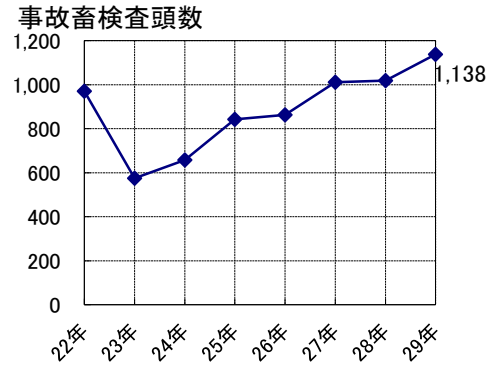
(4) めん羊の疾病別集計表

No.	疾 病 名	御 料	計
1	肺 炎	8	8
2	吸 血 肺	98	98
3	肺 膿 瘍	8	8
4	胸 膜 炎	2	2
5	心 外 膜 炎	1	1
6	小 腸 炎	1	1
7	肝 炎	2	2
8	肝 間 質 炎	1	1
9	肝 胞 膜 炎	2	2
10	腎 炎	17	17
11	腎 結 石	1	1
12	皮 下 膿 瘍	2	2
合 計		143	143

## 7 年度別事故畜検査頭数

(牛及びとく)

県北食肉衛生検査所			
年度	検査頭数	事故畜検査頭数	事故畜割合(%)
22	5,141	971	18.89%
23	4,302	575	13.37%
24	5,056	657	12.99%
25	5,246	842	16.05%
26	5,331	863	16.19%
27	5,250	1,011	19.26%
28	4,975	1,018	20.46%
29	4,927	1,138	23.10%



事故畜: 獣医師が急性運動機能障害と診断し搬入された獣畜  
馬、豚、めん羊及び山羊は該当なし

## 8 事故畜の畜種別疾病数

措置	判定病名	牛	とく
と殺禁止	該当なし		
全部廃棄	敗血症	36	-
	牛白血病	53	-
	高度の黄疸	4	-
	膿毒症	2	-
	尿毒症	1	-
	小計	96	-
一部廃棄	起立不能症	443	1
	脱臼	251	-
	関節炎等	259	-
	骨折等	28	4
	筋炎等	45	-
	その他	11	-
	小計	1,037	5
総計		1,133	5



## 9 年度別、申請理由別切迫獣畜検査頭数

該当なし

## 10 事故畜・切迫獣畜取扱い時間の状況

項目 畜種	平 日			休日(祭日)		計
	A	B	C	B	C	
牛	1,133	-	-	-	-	1,133
とく	5	-	-	-	-	5
めん羊	-	-	-	-	-	-
山 羊	-	-	-	-	-	-
豚	-	-	-	-	-	-
馬	-	-	-	-	-	-
計	1,138	-	-	-	-	1,138

(注)A:勤務時間 B:AC以外の時間帯 C:深夜・早朝(22:00~5:00)、切迫獣畜については該当なし

# 11 試験検査実施状況

## (1) 行政検査(と畜検査関係)

畜種	疾病名	検査頭数	検体数	細菌学的検査		病理学的検査		血液学的検査	生化学的検査		寄生虫学的検査	血清学的検査	抗菌性物質検査		その他	延検査数	全部廃棄数
				鏡検	培養	組織検査	細胞検査		定性	定量			簡易	分別			
牛※	敗血症	61	214	466	421	-	-	-	-	-	-	-	-	-	326	1,213	61
	膿毒症	3	6	7	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	23	3
	尿毒症	7	7	-	-	-	-	-	-	35	-	-	-	-	-	35	3
	高度の黄疸	11	11	-	-	-	-	-	-	20	-	-	-	-	-	20	6
	牛白血病	121	103	-	-	2	103	-	-	-	-	-	-	-	-	105	121
	小計	203	341	473	432	2	103	-	-	55	-	-	-	-	331	1,396	194
豚	敗血症	3	13	36	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31	93	3
	膿毒症	2	5	3	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	16	2
	小計	5	18	39	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34	109	5
合計	208	359	512	468	2	103	-	-	55	-	-	-	-	365	1,505	199	

※ とく含む

## (2) 行政検査(食品衛生検査関係)

検査内容	項目	頭数	検体数	抗生物質	抗菌剤	残留農薬
残留有害物質モニタリング検査(牛)		38	38	36	36	2
残留有害物質モニタリング検査(豚)		6	6	5	5	1
放射性セシウムモニタリング検査(牛)		26	26	-	-	-
放射性セシウムモニタリング検査(豚)		3	3	-	-	-
放射性セシウムモニタリング検査(めん羊)		9	9	-	-	-
合計		82	82	41	41	3

(3) 試験検査実施状況(一般検査)

検査項目 試験名		頭数	検体数	細菌学的検査				病理学的検査			生化学的検査		寄生虫学的検査	残留有害物質検査				その他	延検査件数	備考
				鏡検	培養	血清学的検査	その他	組織検査	細胞診	その他	血液検査	その他		寄生虫学的検査	抗生物質	合成抗菌剤	内部寄生虫用剤			
牛	枝肉汚染調査 (一般生菌数・大腸菌群)	42	84	-	672	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	672	
	枝肉汚染調査 (腸管出血性大腸菌O157等)	42	42	-	42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42	
	枝肉汚染調査 (サルモネラ)	42	42	-	126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	126	
	GFAP 残留量調査	24	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	48	
	と畜場内拭き取り検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
豚	枝肉汚染調査 (一般生菌数・大腸菌群)	22	44	-	352	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	352	
	枝肉汚染調査 (サルモネラ)	22	22	-	66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	
計		194	282	-	1,258	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	1,306	

(4) 試験検査実施状況(精度管理)

検査項目 試験名		検体数	細菌学的検査				残留有害物質検査				その他	延検査件数	備考
			鏡検	培養	血清学的検査	その他	抗生物質	合成抗菌剤	内部寄生虫用剤	その他			
精度管理		7	6	97	2	2	3	3	-	-	-	113	

## (5) 牛及び豚枝肉の微生物等汚染調査

管内と畜場の衛生水準の向上を目的として、衛生的なと畜解体を指導するために、枝肉の微生物汚染状況を調査した。

### ア 検査実施期間

#### (ア) 牛

平成29年4月から平成30年3月まで

#### (イ) 豚

平成29年4月から平成30年3月まで

※厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知「平成29年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査について」(平成28年7月10日付け食生監発第0710第1号)により実施

### イ 牛枝肉検査件数及び検査結果

#### (ア) 一般生菌数(単位:cfu/cm<sup>2</sup>)

拭き取り場所	検査件数	<10	<10 <sup>2</sup>	<10 <sup>3</sup>	<10 <sup>4</sup>	<10 <sup>5</sup>
胸部	42	-	12	24	5	1
肛門周囲部	42	7	17	18	-	-

#### (イ) 大腸菌群数(単位:cfu/cm<sup>2</sup>)

拭き取り場所	検査件数	<1	<10	<10 <sup>2</sup>	<10 <sup>3</sup>
胸部	42	34	8	-	-
肛門周囲部	42	38	3	1	-

#### (ウ) サルモネラ属菌

拭き取り場所	検査件数	陽性件数
枝肉	42	-

#### (エ) 腸管出血性大腸菌O157、O26、O111等

拭き取り場所	検査件数	陽性件数
枝肉	42	-

#### (オ) グリア繊維性酸性タンパク(GFAP)の残留量(単位:ng/10cm<sup>2</sup>)

拭き取り場所	検査件数	<3	<6	<9	<12	12≤
頸部	24	24	-	-	-	-
外側腹部	24	24	-	-	-	-

\*GFAP:脳脊髄組織による枝肉汚染の指標

ウ 豚枝肉検査件数及び検査結果

(ア) 一般生菌数(単位:cfu/cm<sup>2</sup>)

拭き取り場所	検査件数	<10	<10 <sup>2</sup>	<10 <sup>3</sup>	<10 <sup>4</sup>	<10 <sup>5</sup>
胸部	22	15	2	3	2	-
肛門周囲部	22	13	4	5	-	-

(イ) 大腸菌群数(単位:cfu/cm<sup>2</sup>)

拭き取り場所	検査件数	<1	<10	<10 <sup>2</sup>
胸部	22	21	1	-
肛門周囲部	22	22	-	-

(ウ) サルモネラ属菌

拭き取り場所	検査件数	陽性件数
枝肉	22	-

(6) 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査

県内生産の牛及び豚を対象に、「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施について」(厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課通知 平成26年4月8日付け事務連絡)に基づき、検査を行った。

ア 抗生物質

畜種 \ 項目	検査頭数	検査検体数	陽性件数
牛	36	36	-
豚	5	5	-
計	41	41	-

検査法:平成6年7月1日付け衛乳第107号(厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知)中の「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法(改正)」及び「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法(改正)」

イ 合成抗菌剤

畜種 \ 項目	検査頭数	検査検体数	陽性件数
牛	36	36	-
豚	5	5	-
計	41	41	-

検査法:平成17年1月24日付け衛乳第0124001号(厚生省生活衛生局乳肉衛生課通知)中の「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改正法)」

ウ 残留農薬

畜種 \ 項目	検査頭数	総DDT		ディルドリン <sup>*1</sup>		ヘプタクロル <sup>*2</sup>	
		検査検体数	陽性件数	検査検体数	陽性件数	検査検体数	陽性件数
牛	2	2	-	2	-	2	-
豚	1	1	-	1	-	1	-
計	3	3	-	3	-	3	-

\*1 アルドリンを含む

\*2 ヘプタクロルエポキサイドを含む

※ 検査は、保健環境センターに依頼

エ 放射性セシウムモニタリング検査

畜種	項目	検査頭数	放射性セシウム値 (Bq/kg)			備考
			測定下限値未満(<25)	25~100	>100	
牛		26	26	-	-	栃木県産:11頭 群馬県産:2頭 茨城県産:2頭 新潟県産:1頭 青森県産:2頭 秋田県産:1頭 北海道産:2頭 愛知県産:4頭 滋賀県産:1頭
豚		3	3	-	-	栃木県産:3頭
めん羊		9	9	-	-	栃木県産:9頭

※1 測定機器:NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメーター

※2 放射性セシウム値はCs134とCs137の合算値

※3 測定下限値:25Bq/kg

(7) TSEスクリーニング検査実施状況

	牛*1	めん羊*2	山羊*2
那須地区 食肉センター	905	-	-
(国研)農業・食品産業技術 総合研究機構畜産研究部門 畜産飼料作研究拠点	-	-	-
宮内庁御料牧場 簡易と畜場	-	-	-
結 果	-	-	-

注) \*1 検査法:平29年2月13日付け生食発0213発第6号 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知「伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正について」に基づき、平成29年4月1日からは24ヶ月齢以上で生体検査で神経症状または全身症状(骨折、関節炎、熱射病等による起立不能症状の原因が明らかな牛は除く)を示す個体に対して検査を実施。

\*2 検査法:平28年6月1日付け生食0601発第10号 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知「伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正について」に基づき、平成28年6月1日からは月齢に関わらず生体検査で消瘦、被毛粗剛、脱毛、そう痒症、関節炎、異常行動、運動失調等の臨床症状を示す個体に対して検査を実施。

## 12 栃木県の「出荷・検査方針」に基づく県産牛の放射性物質検査

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の一部解除に伴い、平成23年8月29日から管内と畜場に出荷された栃木県産牛の放射性物質検査の検体採材を行っている。

検査は栃木県県央・県南家畜保健衛生所で行った。

採 材 期 間	検査頭数	放射性セシウム値(Bq/kg)	
		≤100	>100
平成29年4月1日～平成30年3月31日	4,395	4,395	-

※1 測定機器:NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ

※2 放射性セシウム値はCs134とCs137の合算値



## 13 衛生指導事業

栃木県と畜場監視指導要領における食品衛生監視指導計画及びと畜場監視マニュアルに基づき、監視指導を行っている。

### (1) と畜の衛生管理指導

と畜場の衛生管理向上を目的として、と畜作業従事者等に対する衛生講習会、立入り調査等を実施した。

#### ア 衛生講習会

場 所 県北食肉衛生検査所  
対象者 那須地区食肉センター関係者

第1回 平成29年7月7日 参加者 20名  
内 容 作業従事者の衛生について 他  
第2回 平成30年2月9日 参加者 18名  
内 容 枝肉汚染調査結果について 他

#### イ 立入調査

場 所 那須地区食肉センター  
立会者 那須地区食肉センター職員など 3名  
内 容 と畜場の施設、設備及び衛生管理状況の確認、指導  
第1回 平成29年8月29日  
第2回 平成30年2月27日

場 所 宮内庁御料牧場  
立会者 宮内庁御料牧場 畜産課 3名  
内 容 と畜場の施設、設備及び衛生管理状況の確認、指導  
日 時 平成29年7月7日

場 所 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門  
畜産飼料作研究拠点  
立会者 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門  
畜産飼料作研究拠点 研究員 3名  
内 容 と畜場の施設、設備及び衛生管理状況の確認、指導  
日 時 平成29年7月21日

#### ウ 衛生管理責任者等打ち合わせ

場 所 那須地区食肉センター  
参加者 衛生管理責任者、作業衛生責任者  
内 容 と畜作業時の衛生管理  
実施回数 12回／年

## (2) 枝肉等輸送車の衛生指導

当所で定めた「枝肉等輸送車の衛生指導実施要領」に基づき、衛生指導を行った。

### ア 対象

那須地区食肉センターに出入りする枝肉輸送車4台及び内臓輸送車3台

### イ 実施期間

平成29年6月

### ウ 実施内容及び方法

(ア)立ち会い調査・聞き取り調査

要領に基づき、枝肉等輸送車の所有者又は管理者等から、枝肉等輸送車や枝肉取扱時の衛生管理状況について聞き取りを行った。

(イ)拭き取り調査

枝肉等輸送車の格納庫内の拭き取り(100cm<sup>2</sup>)を行い、生菌数及び大腸菌群数の検査を行った。

### エ 結果

(ア)立ち会い調査・聞き取り調査

適正な温度管理、洗浄消毒後の乾燥等について指導した。

(イ)拭き取り調査

cfu/cm <sup>2</sup>	一般細菌数	cfu/cm <sup>2</sup>	大腸菌群数
10未満	5	1未満	7
10以上100未満	1	1以上5未満	-
100以上300未満	-	5以上10未満	-
300以上	1	10以上	-
計	7台	計	7台

## 14 研究機関等への協力

幹 旋 先	機関数	検 体 名	回 数	頭 数	検体数
大学等教育機関	1	牛 卵巣・子宮	1	8	8
試験研究機関	1	牛 卵巣・子宮	1	10	10

## Ⅱ 食鳥検査業務

### 1 食鳥検査の状況

該当なし

### 2 認定小規模食鳥処理場

#### (1) 認定小規模食鳥処理場の処理状況

処 理 場 名	開場日数	処 理 羽 数	
		ブロイラー	成 鶏
学校法人 アジア学院	5	-	199
上 野 鶏 肉 店	94	752	-
植 竹 商 店	203	-	9,003
宮内庁御料牧場	56	2,933	-
有限会社 柿沼商店	99	2,880	-
有 限 会 社 釜 屋	101	9,261	-
有限会社 大竹商店	213	5,420	-
合 計	771	21,246	9,202

軍鶏(栃木しゃも等)を含む

#### (2) 認定小規模食鳥処理場の監視日数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
監視日数	1	2	1	2	1	1	1	1	1	2	1	1	15
監視件数	2	3	1	3	2	2	1	2	1	6	2	3	28

### 3 試験検査実施状況

#### (1) 試験検査実施状況(行政検査:食品衛生検査関係)

検査内容	検査羽数	検体数	残留有害物質				放射性セシウム
			抗生物質	合成抗菌剤	残留農薬	残留	
残留有害物質モニタリング検査	6	6	6	6	-	-	
放射性セシウムモニタリング検査	4	4	-	-	-	4	
合計	10	10	6	6	-	4	

#### (2) 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査

県内生産の健康な成鶏を対象に、「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査について」(厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課通知 平成21年4月1日事務連絡)に基づき、検査を行った。

項目	検査羽数	抗生物質*1	合成抗菌剤*2
検査検体数	6	6	6
陽性件数	-	-	-

\*1 検査法:平成6年7月1日付け衛乳第107号(厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知)中の「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法(改正)」及び「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法(改正)」

\*2 検査法:平成5年4月1日付け衛乳第79号中の「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改正法)」

#### (3) 放射性セシウムモニタリング検査

項目	検査羽数	放射性セシウム値(Bq/kg)			備考
		測定下限値未満(<25)	25~100	>100	
成鶏	4	4	-	-	栃木県産:4羽

※1 測定機器:NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ

※2 放射性セシウム値はCs134とCs137の合算値

※3 測定下限値:25Bq/kg

### Ⅲ 学会・研修会等

#### 1 食肉・食鳥検査関係研修会(食肉衛生検査所主催)

年度	開催日	主催	演 題 名	講 師
21	1月21日	県南	食肉・食鳥肉の細菌制御	五十君 静信 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第一室長
22	11月1日	県南	現場で問題になっている 豚の疾病について	石川 弘道 有限会社サミットペテリナリーサービス 代表取締役
23	12月7日	県南	家畜のストレスについて	青山 真人 宇都宮大学 農学部 生物生産科学科 准教授
24	11月14日	県南	生食肉の規格基準	山本 茂貴 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部 部長
25	10月30日	県北	と畜場におけるHACCP ～対米認定施設の実際～	空代 俊枝 群馬県食肉衛生検査所 食肉検査第一係 係長
26	1月28日	県北	国内外のHACCPをとりまく現状 とHACCP導入事例	杉浦 嘉彦 株式会社鶏卵肉情報センター 代表取締役
27	12月2日	県南	と畜検査と病理学	宇根 有美 麻布大学 獣医学部 病理学研究室教授
28	2月10日	県北	サルモネラ属菌及び黄色ブドウ 球菌の試験法の改正について	柳沼 健史 栄研化学株式会社 営業統括部マーケティング推進室
29	1月25日	県北	衛生管理計画作成への指導助 言とその運用に対する検証	豊福 肇 山口大学 共同獣医学部 病態制御学講座教授

#### 2 調査研究発表

期日	学会・研修会	演題	発表者
9月1日	栃木県 公衆衛生学会	と畜場に搬入された牛の疣状性心内膜炎原因菌について	白井 幸路
11月29日	全国食肉衛生 検査所協議会 微生物部会	牛の疣状心内膜炎原因菌について	白井 幸路
3月9日	生活衛生関係 業績発表会	と畜場におけるサルモネラ検査体制の検討について	大内 忠信
		大学生を対象としたリスクコミュニケーションについて	江原 栞

## と畜場におけるサルモネラ検査体制の検討について

県北食肉衛生検査所 ○大内忠信 白井幸路 三浦理恵子

### 1. はじめに

近年、食肉業界においては世界的な和牛人気を背景として、国の定めた輸出認定要件を満たした施設（以下、「認定施設」という。）が増加している。輸出認定要件は国毎に異なるが、米国、カナダ、アジア諸国及びEUの認定を取得する施設が多い。

現在の米国への輸出認定要件（以下「対米認定要件」という。）は、認定施設（と畜場及び食肉処理場）が自ら実施すべき要件と食肉衛生検査所（以下「検査所」という。）が実施すべき要件（表1）で構成されている。このうちサルモネラ検査はほぼ毎日（連続して82日間以上）実施し、達成基準を満たさなくなった時点で認定施設への検査業務は停止されるため、サルモネラ検査を含む外部検証作業は重要な業務の1つである。一方で、サルモネラ検査については、日本国内で実施している検査所がまだ少ないことや検査法が米国農務省食品安全検査局（以下、「FSIS」という。）の通知（英文）でしか示されていないため詳細な検討が必要である。将来県内で新設される検査所における資料（必要検査員数、検査体制、施設や設備の整備等）も不足している。

本調査では対米認定要件の1つであるサルモネラ検査を当検査所で実施し、当検査所及び新検査所でサルモネラ検査を導入する際の問題点について検討したので結果を報告する。

表1. 検査所が実施すべき対米認定要件（認定要綱及び検査通知）

検査員の主な業務
(1) 指名検査員等による獣畜及び食肉の検査 〓と畜検査
(2) と畜場等の衛生管理の監視
(3) 検証作業の実施
① オフライン検査（作業前中点検、SSOP・HACCP検証、製品再検査等）
② サルモネラ検査
③ ゼロトレランス検証
(4) 不正防止対策の実施
(5) 残留物質モニタリングの実施
(6) 輸出証明書発行等の事務
(7) 厚生局への報告、査察対応
(8) 指名検査員の研修、パフォーマンス評価の実施等

### 2. 材料及び方法

#### (1) 菌株、培地及び試薬

陽性コントロールとして *Salmonella enterica* subsp. *enterica* serovar *Abaetetuba*（関東化学株式会社）（以下 SA）及び *Salmonella enterica* subsp. *enterica* serovar *Choleraesuis*（保健環境センター微生物部からの分与）（以下 SC）を使用した。前増菌培地として変法トリプトンソーヤブイヨン（OXOID）（以下 mTSB）、選択増菌培地としてハーナテトラチオネイトブイヨン（Difco）（以下 TT）及びラパポートバシリディアスソーヤブイヨン（OXOID）（以下 RVS）を使用した。選択平板培地としてブリリアントグリーンスルファ寒天培地（Difco）（以下 BGS）及びキシロースリジンテルジトー

ル寒天培地 (Difco) (以下 XLT4) を、生化学的性状試験としてリジン鉄寒天培地 (Difco) (以下 LIA)、トリプルシュガーアイロン寒天培地 (Difco) (以下 TSI) 及び Api20E (ビオメリュー) を用いた。

(2) 陽性コントロールの検討

既に対米認定を取得しサルモネラ検査を実施している検査所 (A~E) に問い合わせ、陽性コントロールに使用している血清型を調査した。

(3) サルモネラ検査

FSIS ガイドブックで示されている方法から培地等を選択し、図 1 に示す方法により検査を行った。陽性コントロールは SA 及び SC を 30~300 CFU/ml になるように調整し使用した。拭き取り検査に先立ち、陽性コントロールを用いて FSIS ガイドブック又は製品説明書に従い検査手法の確認を行った。管内と畜場でとさつ解体され、と畜検査合格となった牛枝肉を用い 20 日間サルモネラ検査を実施し問題点を検討した。

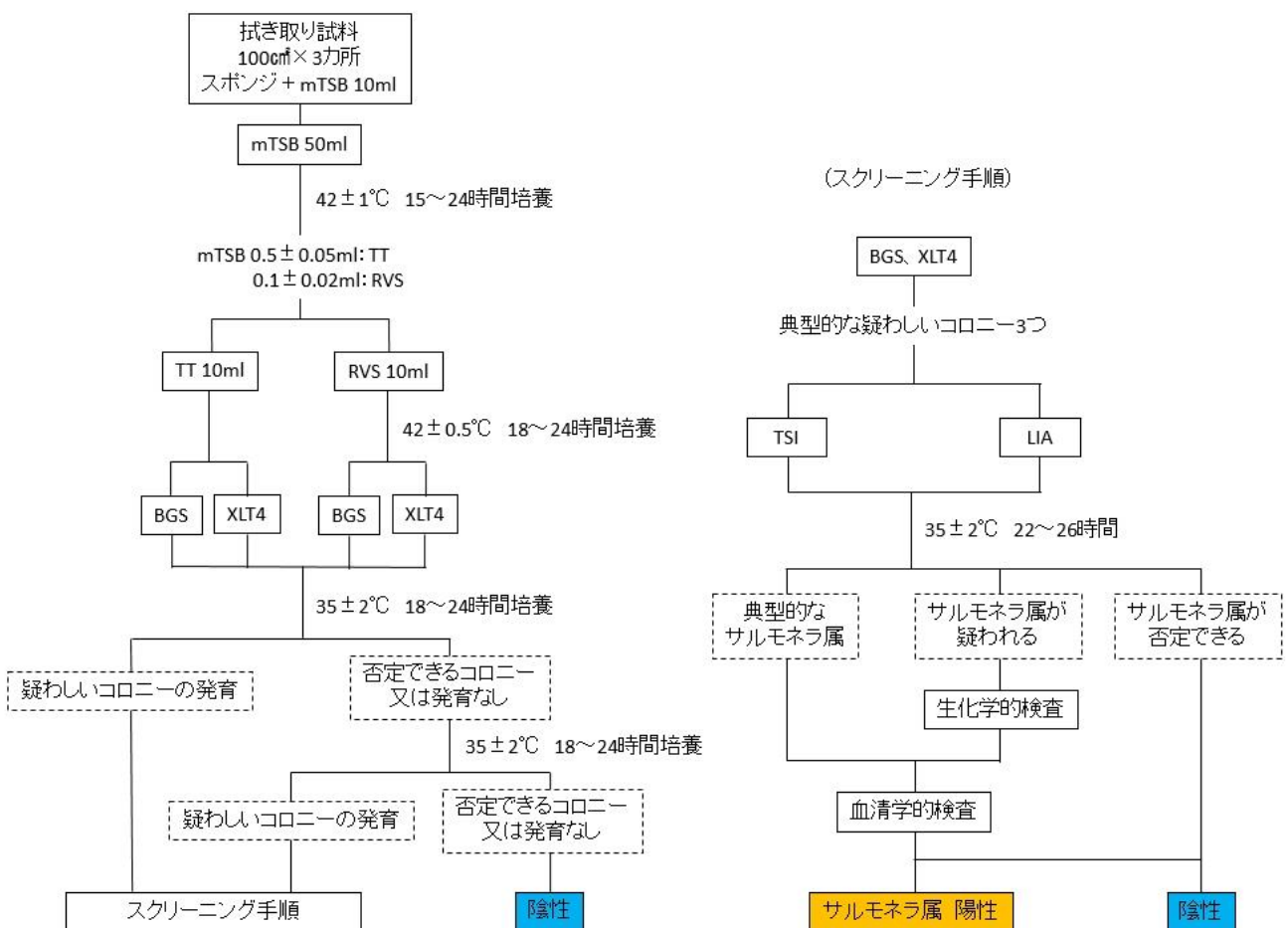


図 1.サルモネラ検査手順



表2. 検査所別の陽性コントロールの血清型

硫化水素	検査所					
	A	B	C	D	E	当所
産生	Typhimurium	Typhimurium	Derby	Abaetetuba	Typhimurium	Abaetetuba
非産生	Muenchen	Infantis	Hadar	Senftenberg	Senftenberg	Choleraesuis

### 3. 結果と考察

#### (1) 陽性コントロールの検討 (表 2)

サルモネラ検査を実施している検査所で使用している陽性コントロールについて調べた結果、様々な血清型が使用されていることが明らかとなった。そのため、FSIS ガイドブックに例示されており国内で購入又は入手が可能であった SA 及び SC をサルモネラ検査の陽性コントロールに用いることとした。入手後は FSIS ガイドブックに従い生化学的検査及び血清学的検査を実施し、手技を確認した。

#### (2) 検査設備等についての検討 (表 3)

##### ①検査実施場所

本調査では微生物検査室の一部を使用した。微生物検査室ではと畜検査の一環として敗血症や膿毒症等の精密検査や月 1 回以上の拭き取り検査を実施しているため、常に交差汚染に注意する必要がある。交差汚染等によりサルモネラ検査で陽性が出た場合であっても、と畜場の輸出業務に影響を与えることになるため、サルモネラ検査専用の検査室が必要だと思われた。

##### ②機器、試薬等

培養条件の違いや一部機器の故障（プログラミング機能）により、精密検査実施時や休日前後には微生物検査室の機器の一部が使用できなかったため、他検査室の機器を使用した。高価な試薬（血清型別試験試薬）は十分準備できなかった。対米輸出認定要件であるサルモネラ検査はほぼ毎日実施するためには、保守点検された専用機器を必要台数整備する必要があると考えられた。

#### (3) 検査体制についての検討 (表 3)

##### ①人員の確保

毎日 5 日分の検体を検査するとともに、平板培地でコロニーが確認された場合は生化学的性状検査を実施する必要があるため検査当日に他の業務を行うことは難しかった。また、毎日検査する必要があるため複数名による交代制で実施した。サルモネラ検査を通常業務に導入する際は、専任の検査担当者を毎日 1 名配置し交代制（4、5 名）で実施する必要があると思われた。検体採取は脚立を使用しての拭き取りであるため拭き取り補助者が必要であったが、拭き取り補助は他の指名検査員（オフライン検査員）が兼務できると考えられた。

##### ②連絡体制

複数名で連続して検査を実施するためには毎日の確実な引き継ぎが重要だった。特に、曜日毎に検査スケジュールが変わることや疑わしいコロニーが認められた際の生化学的性状検査の有無についての連絡体制の確立が必要であった。そのため、進行チェック表を作成し検査漏れ防止を図るとともに、検査室内に検査手順を明示したポスターを掲示し確実な検査が行えるよう工夫した。新検査所においても同様の取り組みが有効であると考えられた。

#### (4) 検査の信頼性確保 (表 3)

検査の信頼性を確保するためにサルモネラ検査実施標準作業書（以下 SOP）を作成した。複数名が交代で毎日的確に判定するためには陽性検体培地等の簡易な例示が必要であるため、写真付きポスターを掲示し判定の平準化を試みた。サルモネラ検査を通常業務に導入する際は、陽性コントロールを使用した所内研修や検査担当者の技能評価等を定期的実施する必要があると思われた。

表3. 結果及び改善策(案)

問題点、課題	理由	改善策及び対策(案)
○場所		
検査室の共用	他検査と共用による交差汚染のリスクがあった	専用の検査室の整備
○機器、器具		
使用機器の不足	培養条件等の違いから他検査実施中は検査スケジュールの変更や他検査室の機器を使用した	専用機器の設置
機器の機能不足	機器の故障(プログラミング機能)のため、休日前後は他検査室の機器を使用した	定期的な保守点検、修繕の実施
一部試薬の不足	陽性判定時に使用する試薬(H凝集検査)は高価なため準備できなかった	必要な試薬等用意、精密検査との共用
○検査体制		
専任検査担当者	5日分を検査するため、当日はサルモネラ検査以外の業務は難しかった	専任の検査担当者を1名配置
拭き取り補助者	脚立を使用して滅菌スポンジで拭き取るので2名体制で実施した	拭き取り補助者を1名配置 (オフライン検査員の兼務可)
交代制の確立	毎日実施する必要があるので交代制(複数名)で実施した	交代制での検査実施(4、5名)
連絡体制	検査を引き継ぐ際の連絡漏れ防止や確実に実施するための体制が必要だった	進行チェック表の作成 検査手順の室内掲示
○検査の信頼性確保 手技の平準化等	手技や判定に関する平準化等が必要だった	SOPの作成、判定用ポスターの掲示 技能評価及び所内研修等の実施、

#### 4. まとめ

対米認定要件に含まれるサルモネラ検査の SOP や簡便なポスター等を作成し検査体制の一部を確立することができた。また、サルモネラ検査を実施したことで検査に必要な設備や人員体制等が分かった。サルモネラ検査を新検査所で導入する際の基礎資料としたい。

#### 5. 参考文献

- 1) United States Department of Agriculture Food Safety And Inspection Service Office of Public Health Science, Microbiology Laboratory Guidebook, Jan 2, 2017.
- 2) 厚生省生活衛生局長通知、対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について、平成 2 年 5 月 24 日付衛乳第 35 号
- 3) 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知、対米等輸出食肉認定施設における検査等について、平成 23 年 3 月 30 日付食安監発 0330 第 4 号
- 4) 渡邊直人、池田稔、加藤洋平、江川章子、甲斐雅裕、佐藤俊介、対米輸出認定取得に向けたサルモネラ検査体制の整備、食品衛生監視員・と畜食鳥検査員・狂犬病予防員研究発表会、2017
- 5) 神奈川県衛生研究所、血清型別試験 ([http://www.eiken.pref.kanagawa.jp/002\\_kensa/02\\_microbe/kessei.html](http://www.eiken.pref.kanagawa.jp/002_kensa/02_microbe/kessei.html))

# 大学生を対象としたリスクコミュニケーションについて

県北食肉衛生検査所 ○江原栞 三浦理恵子 白井幸路 北林卓

## 1 はじめに

栃木県では、県庁における就職体験の機会を設けることにより、学生の就職意識の向上や県政に対する関心・理解を深めてもらうことを目的として大学生等の受け入れを行っている。

当所では、平成 29 年度行政職インターンシップの一環として実施した部内見学施設の 1 つとして参加者を受け入れる機会を得たので、これをと畜検査業務や食肉衛生等について理解を深めてもらう良い機会ととらえ、大学生とのリスクコミュニケーションを試みたのでその概要を報告する。

## 2 対応の概要

### (1) 実施日および場所

平成 29 年 8 月 22 日（火） 県北食肉衛生検査所及び那須地区食肉センターと畜場

### (2) 参加者

19 人（内訳：男性 3 名 女性 16 名）

### (3) 実施内容及び方法

#### ① と畜解体作業及びと畜検査の見学

参加者を 2 班に分けて那須地区食肉センターと畜場（以下、と畜場）を見学した。

なお、当日は滞在時間が 1 時間 20 分と限られたなかでの対応が必要となったため、県庁から当所への移動中のバス車内においてと畜検査や食肉検査所業務内容、各種注意事項について事前に説明した。

#### ② 食肉衛生検査所の見学

と畜場の見学後、表 1 に示した内容についてアンケート調査を実施し、参加者全員から回答を得た。

表 1. アンケート内容

問1	「食肉衛生検査所」を知っていましたか？	① 知っていた	② 知らなかった
問2	「と畜場」を知っていましたか？	① 知っていた	② 知らなかった
問3	食肉の安全性について考えたことがありますか？	① 考えたことがある	② 考えたことがない
問3-1	(問3で「考えたことがある」を選んだ方のみお答えください) 食肉の安全性の中でどのようなことを考えたことがありますか？ 下から全てお答えください。	③ BSE ④ 体細胞クローン牛・豚 ⑤ 家畜の医薬品 ⑥ 食中毒	⑦ 原産地 ⑧ 輸入食肉 ⑨ 放射性物質 ⑩ その他
問4	食肉衛生検査所の仕事は理解できましたか？	① 理解できた	② 理解できなかった
問5	今回の見学の感想をできるだけたくさん書いてください。		

なお、問5の感想（自由意見）については、アンケート回収後に記述された内容のキーワードを抽出し、KJ法<sup>(1)</sup>を参考にこれらをグループ化して、記述された感想の「見える化」を試みた。具体的には、抽出したキーワードを1項目ずつ付箋紙に書き出して模造紙に貼り付け、類似した感想をグループ化して、これら小グループの記述内容ごとに共通する見出しを付け、多数の感想を視覚的に分類した。

### 3 実施結果

#### (1) と畜解体作業及びと畜検査の見学

実際のと畜解体作業を見学しながら、生体検査から内臓検査、枝肉検査の一連のと畜検査の概要及び衛生的な食肉の取扱い、BSE検査等について説明を行った。

なお、これらの見学に際して参加者が体調不良を訴えるケースを心配していたが、いずれの参加者も興味深い様子で見学に望み、予定していた時間を超過する状況であった。

#### (2) アンケート調査

「食肉衛生検査所」については37%（7人）、「と畜場」については32%（6人）が「知っていた」と回答し、これら両方ともに「知っていた」と回答したのはわずか16%（3人）だった。

また、「食肉の安全性について考えたことがあるか」については大半の95%（18人）が「考えたことがある」と回答し、その内容については「食中毒」が94%（17人）、「原産地」44%（8人）、「輸入食品」39%（7人）、「放射性物質」33%（6人）の順で、「BSE」が最も少なかった（図1）。

なお、「食肉衛生検査所の仕事は理解できたか」については参加者の95%（18人）から「理解できた」との回答を得ることができた。

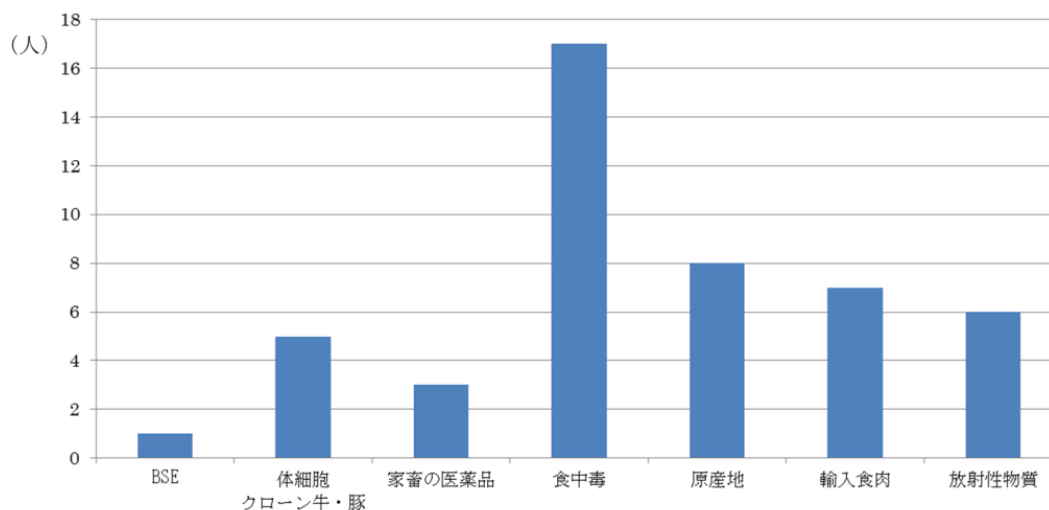


図1. 問3-1 アンケート結果

自由意見として記述された感想をまとめたところ、大きく分けて①と畜場に関する事②食肉衛生検査所に関する事③食事や食肉に対する意識の変化に関する事④県の仕事（公務員）に関する事に大別された。

その中でも「と畜場」に関する感想が最も多く、「と畜解体作業に驚いた・ショックを受けた」と感じ

た大学生が多かった一方で「平気だった」「貴重な経験だった」との感想のほか、想像していたと畜場やと畜検査などの「イメージと違った」あるいは「枝肉の形や大きさ」に驚いた感想もあった。

食肉衛生検査所に関しては、主にと畜検査に関する感想が多く、特に「食の安全を守る仕事」について多数の感想が述べられた。十分な見学時間が設けられなかった「精密検査」をもっと詳しくみたいとの感想もあった。

と畜場及び食肉衛生検査所の双方に関係する感想も多く、と畜解体作業等を「初めて見た、知った」、「肉体労働で大変そう」などの感想のほか、と畜検査等に「獣医師」が関わっているとは知らなかったとの感想があった。

食事や肉に対する「意識の変化」を述べた感想も多く、食べることに「感謝」したい、「命」について意識した、以前とは違う「食への意識」、「食の安全」として食中毒などを考えられるようになったなどの感想が述べられていたほか、家畜が食肉になる過程を再確認した感想や、食肉が消費者に届くまでのフードチェーンについて考察した感想もあった。

「県の仕事」に関する感想では、と畜検査業務を県職員が行っていることに対して多くの感想が述べられ、公務員の「イメージとは違った」、県の仕事は「幅が広い」などの感想のほか、行政職インターンシップであることを反映して「行政職」に対する感想もあった。

#### 4 まとめ

今回初めての試みであったが、結果的に参加者の95%から食肉衛生検査所の仕事を「理解できた」との回答を得ることができたことから、一定の成果を得たと考えている。

行政職を対象としたインターンシップであったことから、と畜場や食肉衛生検査所の認知度が30%台と低かったことは当然と推察されるが、感想として記述された内容からは、と畜場やと畜検査等について様々なことに思いを馳せ、理解を深めた様子が伺えた。食肉衛生検査所における精密検査についても見学したいという感想や、家畜がと畜されて食肉となる過程や、衛生的な食肉処理、さらには消費者に届くまでのフードチェーンに関する感想もあり、と畜検査や衛生的な食肉処理だけでなく、栃木県職員（公務員）の仕事という側面からも理解を深めてもらうことができたと考える。

その一方で、アンケート内容については、平成28年に一般県民を対象に実施した「第8回とちぎネットアンケート」<sup>(2)</sup>を参考に実施したが、BSEの回答数が最も少ないなど、大学生には耳慣れない用語等が選択肢であった可能性があり、今後同様のアンケート調査においては調査対象者に配慮した設問設定が必要と思われた。

本事例においては、限られた時間内での対応であったことから、移動中のバス車内において事前説明をする等の工夫をしたが、見学後に十分な意見交換の時間を設けることができなかったのは残念であった。アンケート調査結果では、食中毒に対する関心が高かったことから、併せてこれらの情報提供をすることができたなら、さらに食肉衛生への理解を深めてもらいより活発なリスクコミュニケーションになったのではないかと考える。

今後同様の機会を得た場合には、今回の経験を生かしてより相互理解を深めるリスクコミュニケーションを試みたいと考えている。

## 5 参考文献

- (1) 川喜田二郎：発想法 中央公論社
- (2) 栃木県保健福祉部生活衛生課：食の安全意識調査, (2016)

# IV その他

## 1 案内図

